○尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例

昭和30年3月31日

条例第7号

改正 昭和30年12月21日条例第 昭和31年8月1日条例第9 27号

昭和38年10月19日条例第32号 昭和44年3月29日条例第

昭和46年3月26日条例第14号 昭和48年3月31日条例第

昭和51年3月31日条例第27号 昭和53年2月20日条例第 13号

> 昭和58年3月31日条例第 20号

昭和60年3月15日条例第18号 昭和61年3月28日条例第

18号

平成元年3月31日条例第23号 平成4年3月31日条例第21

平成18年3月28日条例第

32号 平成19年12月25日条例第59号

平成20年3月5日条例第9

平成24年3月28日条例第31号 平成29年12月26日条例第 36号

(この条例の趣旨)

この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の 規定に基づき、本市が徴収する道路の占用料の額及び徴収方法並びに法第92条第1項の規 定により本市が管理する不用物件の使用について必要な事項を定めるものとする。

昭和55年3月31日条例第28号

平成9年12月24日条例第45号

(昭31条例9・一部改正、昭46条例14・全改)

(占用料)

- 第2条 市長が道路の占用を許可したときは、別表に定める占用料の額を徴収する。
- 2 次の各号の一に該当する場合は、前項に規定する占用料の倍額まで増額することがで
 - (1) 道路の占用が直接営利を目的とするものであるとき。
 - (2) 道路無断占用中のものを追認したとき。
 - (3) 前各号との均衡上その他特別の事由あるとき。

(昭38条例32·一部改正)

(占用料の減免)

- 第3条 市長は、道路の占用が次の各号の一に該当すると認めたときは、道路の占用の許 可を受けた者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。
 - (1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条 に規定する公営企業のために道路を占用するとき。
 - (2) 常時一般通行の用に供するため道路施設の法敷、路端及び側溝等を占用するとき。
 - (3) 電気、上水道、工業用水道の私有の引込管を埋設するために道路を占用するとき。
 - (4) 地先から雨水又は汚水を溝渠に排出する排水管を埋設するために道路を占用すると き。ただし、工業汚水はこの限りでない。
 - (5) 恒例による縁日、祭典、年の市等又は公共団体の行事のために臨時に道路を占用す るとき。

- (6) 公益上の必要により、道路標識、防犯灯等を添加した電柱を設置するために道路を占用するとき。
- (7) 電波障害によるテレビジョンの共同アンテナ架空線を設けるために道路を占用するとき。
- (8) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件を設けるために道路を占用するとき。
- (9) 前各号との均衡上、その他市長が特別の事由があると認めたとき。

(昭44条例17・昭46条例14・昭48条例24・昭60条例18・一部改正)

(占用料の計算)

- 第4条 占用料の計算方法は、次のとおりとする。
 - (1) 占用面積1平方メートル未満の端数は、1平方メートルとして計算する。
 - (2) 占用延長1メートル未満の端数は、1メートルとして計算する。
 - (3) 年額によるものであって占用期間が、1年未満のものは、年額の月割で計算する。
 - (4) 占用期間1月未満のものは、1月として計算する。
 - (5) 広告板の面積が占用面積より広いときの占用料は、広告板の面積により計算する。
 - (6) 占用料の総額が100円未満のときは、これを100円に切り上げる。

(占用料の徴収方法)

- 第5条 占用料は、占用許可の際にその全額を徴収する。
- 2 前項の規定にかかわらず、占用期間が1年以上で2会計年度以上にわたるものに係る占用料は、初年度分は占用許可の際に、翌年度以後の分は毎年度次に掲げる区分に応じ当該号に定める日までに徴収する。ただし、翌年度以後の分について、1会計年度において徴収すべき占用料の額が10,000円以下である場合は、毎年度第1号に定める日までにその全額を徴収する。
- (1) 前期(4月1日から9月30日まで)における占用期間分 5月31日
- (2)後期(10月1日から翌年3月31日まで)における占用期間分 11月30日
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、別に占用料の納期を定めることができる。

(昭44条例17・全改、平29条例36・一部改正)

(占用料の環付)

第6条 既納の占用料は、還付しない。ただし、道路の占用許可を変更したことにより過納となったとき、その他市長において特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

(道路予定地の占用料等)

第7条 法第91条の規定による道路予定地の占用料等に関しては、この条例の規程を準用する。

(昭46条例14・一部改正)

(不用物件の使用許可等)

- 第8条 不用物件に工作物、物件又は施設を設け、不用物件を使用しようとする者は、市 長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の不用物件の使用の許可の手続については、占用の許可手続の規程を準用する。
- 3 第1項の不用物件の使用の許可を受けた者については、第2条及び第4条から第6条まで の規定を準用する。

(昭46条例14・追加)

(施行の細目)

第9条 この条例について必要な事項は、市長が定める。

(昭46条例14·一部改正)

付 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。ただし、別に報償契約の締結があるものの 占用料については、当該契約期間内は適用しない。

付 則(昭和30年12月21日条例第27号)

この条例は、公布の目から施行し、昭和30年10月1日より適用する。

付 則(昭和31年8月1日条例第9号)抄

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第3条の規定は、この条例施行後督促状を発する分から適用する。
- 3 尼崎市道路占用料徴収条例(昭和30年尼崎市条例第7号)の一部を次のように改正する。 (次のよう略)

付 則(昭和38年10月19日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和38年11月15日から施行する。

(尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例の一部改正)

2 尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例(昭和11年尼崎市条例第16 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(尼崎市都市公園条例の一部改正)

3 尼崎市都市公園条例(昭和33年尼崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(尼崎市下水道条例の一部改正)

4 尼崎市下水道条例(昭和35年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和44年3月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正前の尼崎市道路占用料徴収条例(以下「改正前の条例」という。) の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の期間について許可を受け道路を占用するも ののこの条例の施行の日の前日までの期間に係る占用料については、なお従前の例によ る。
- 3 この条例の施行の際、改正前の条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用 に係る占用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料徴収条例 の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和46年3月26日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

(尼崎市地盤ノ市有ニ属スル場塘、溜池及土居敷等使用条例の一部改正)

2 尼崎市地盤ノ市有ニ属スル堤塘、溜池及土居敷等使用条例(昭和11年尼崎市条例第16 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(尼崎市下水道条例の一部改正)

3 尼崎市下水道条例(昭和35年尼崎市条例第21号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則(昭和48年3月31日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和51年3月31日条例第27号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用期間に係る占用料を納付している者は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づく当該占用期間に係る占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和53年2月20日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和55年3月31日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(昭和58年3月31日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。
 - 付 則(昭和60年3月15日条例第18号)
 - この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
 - 付 則(昭和61年3月28日条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成元年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成4年3月31日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成9年12月24日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、 当該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に 関する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成18年3月28日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成19年3月31日までの間における 占用に対するこの条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例(以下「改 正後の条例」という。)別表の規定の適用については、同表中「3,624円」とあるのは「3,462 円」と、「1,824円」とあるのは「1,752円」と、「1,212円」とあるのは「1,146円」と、 「1,236円」とあるのは「1,188円」と、「252円」とあるのは「240円」と、「504円」と あるのは「474円」と、「2,472円」とあるのは「2,346円」と、「744円」とあるのは「708 円」と、「996円」とあるのは「942円」と、「1,488円」とあるのは「1,434円」と、「1,980 円」とあるのは「1,890円」と、「2,220円」とあるのは「2,130円」と、「2,712円」と あるのは「2,586円」とする。
- 3 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例の規定に基づいて施行日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく占用料(改正後の条例別表に掲げる占用物件のうち前項の規定による占用料の読替えの対象となるものによる施行日以後の占用に係る占用料を納付している者にあっては、同項の規定による読替え後の改正後の条例(以下「読替え後の条例」という。)の規定に基づく占用料)を納付したものとみなす。
- 4 平成19年3月31日までに読替え後の条例の規定に基づいて同年4月1日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当該占用料に相当する期間中は、改正後の条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成19年12月25日条例第59号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

付 則(平成20年3月5日条例第9号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月28日条例第31号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例 の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当 該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関 する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

付 則(平成29年12月26日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第15項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の尼崎市道路占用料の徴収等に関する条例 の規定に基づいてこの条例の施行の日以後の占用に係る占用料を納付している者は、当 該占用料に相当する期間中は、この条例による改正後の尼崎市道路占用料の徴収等に関 する条例の規定に基づく占用料を納付したものとみなす。

別表

(昭30条例27・一部改正、昭38条例32・昭44条例17・昭48条例24・昭51条例27・昭53条例13・昭55条例28・昭58条例20・全改、昭60条例18・一部改正、昭61条例18・平元条例23・平4条例21・平9条例45・全改、平18条例32・平19条例59・平20条例9・一部改正、平24条例31・全改、平29条例36・一部改正)

	一部以正、平24条例31·至以、平29条例3 占用物件		占用料	
			単位	金額
1	柱類	電柱並びにその支柱、支線柱及 び支線	1本につき1年	4,644円
		電話柱(電柱であるものを除		2,412円
		く。)並びにその支柱、支線柱及		2, 412]
		で支線		
		街灯(電柱又は電話柱であるも		1,044円
		のを除く。)		1, 011, 1
		その他のもの		4,644円以内でそ
				の都度市長が定め
				る額
2	変圧塔その他 所	これに類するもの及び公衆電話	1個につき1年	4,164円
3		び信書便差出箱	1個につき1年	1,548円
4	上空又は地下		長さ1メートルにつ	24円
			き1年	
5	変圧器	路上に設けるもの	1個につき1年	1,692円
		地下に設けるもの	占用面積1平方メー	1,548円
			トルにつき1年	
6	架空の管類	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	120円
		外径が0.07メートル以上0.1メ	き1年	156円
		ートル未満のもの		
		外径が0.1メートル以上0.15メ		240円
		ートル未満のもの		
		外径が0.15メートル以上0.2メ		312円
		ートル未満のもの		
		外径が0.2メートル以上0.3メー		468円
		トル未満のもの		
		外径が0.3メートル以上0.4メー		624円
		トル未満のもの		
		外径が0.4メートル以上0.7メー		1,092円
		トル未満のもの	-	
		外径が0.7メートル以上1メート		1,548円
		ル未満のもの		2 202 11
7	11/2 TH =11/4/2	外径が1メートル以上のもの	E & 1 2 2 -	3,096円
7	地下埋設物	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	120円

ートル未満のもの	156円
外径が0.1メートル以上0.15メ ートル未満のもの	240円
外径が0.15メートル以上0.2メ ートル未満のもの	312円
外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの	468円
外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの	624円
外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの	1,092円
外径が0.7メートル以上1メート ル未満のもの	1,548円
外径が1メートル以上のもの	3,096円
8 マンホールその他これに類するもの 占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円
9 軌道その他これに類するもの	3,444円
10 日よけ、雨よけその他これらに類するもの 占用面積1平方メートルにつき1月	129円
11 アーケードその他これに類するもの 占用面積1平方メートルにつき1年	168円
12 地下室、地下街その他これらに類するもの 占用面積1平方メートルにつき1年	2,904円
13 渡り廊下その他上空又は地下に設ける通路 占用面積1平方メートルにつき1年	2,904円
14 露店、商品置場その他これらに類するもの 占用面積1平方メートルにつき1月	536円
15 道路法施行令(昭和27年政令第479号)第7条占用面積1平方メー 第12号に掲げる器具 トルにつき1年	4,452円
16 広告看板類 電柱等既設占用物件に巻付けの1枚につき1月 もの	121円
電柱等既設占用物件に添加のもの	242円
突出し看板及び官公署の宣伝併表示面積1平方メー 用の看板 トルにつき1月	176円
その他の広告看板類 (アーチで あるものを除く。)	356円
17 広告塔 直径又は長辺が1メートル未満 1基につき1月 で高さが4メートル未満のもの	3,215円
その他のもの	6,430円
18 送電塔 占用面積1平方メートルにつき1年	3,444円
19 標識及び標乗合自動車停留所のもの 1本につき1年	2,244円
柱類 その他のもの 1本につき1月	287円
20 アーチ 上空のみ占用のもの 1基につき1月	1,206円
柱の直径又は長辺が0.2メート ル未満のもの	2,412円

		柱の直径又は長辺が0.2メート		3,858円
		ル以上のもの		
21	工事用施設	路上の板囲い、足場又は工事用	占用面積1平方メー	536円
		材料置場	トルにつき1月	
		上空に設ける足場又は養生棚		242円
22	2 その他のもの		占用面積1平方メー	536円以内でその
			トル又は長さ1メー	都度市長が定める
			トルにつき1月	額